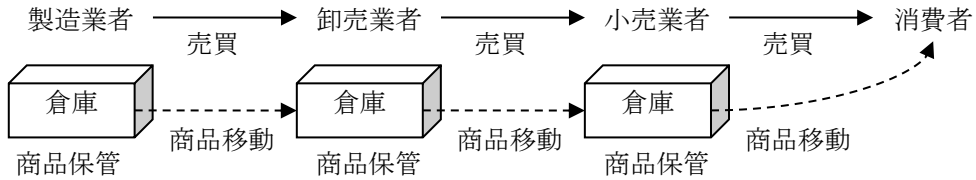


## 11. 物品運送

### 11-1. 運送と法規制

#### (1) 運送業者と倉庫営業者



#### (2) 運送の種類

運送対象による区別＝物品運送（商 570）／旅客運送（商 589）

運送場所・手段による区別

(a)陸上運送（商 569②）	陸上における物品または旅客の運送
(b)海上運送（商 569③）	船舶（商 684・747）による物品または旅客の運送 →「海」に限らない：湖の遊覧船等も
(c)航空運送（商 569④）	航空機（航空 2 I）による物品または旅客の運送 →ヘリコプターは含むがドローン含まず
(d)複合運送（商 578 I 参照）	(a)～(c)のうち 2 以上の運送を 1 つの契約で引き受けた場合

#### (3) 運送についての法規制

私法的規制

- ・ 物品運送（商 570～588）・旅客運送（商 589～594）の総則的規定
- ・ 海上運送や航空運送についての特則（商 684 以下、国際海上物品運送法、モントリオール条約〔国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約〕）

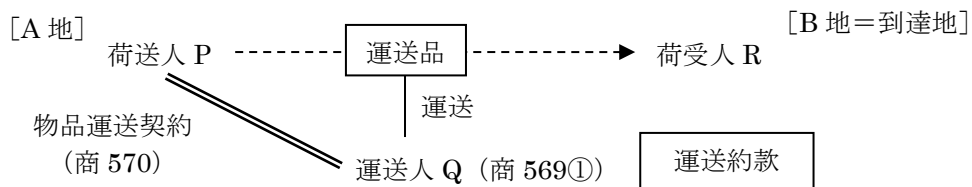
行政規制（事業の免許・許可、約款認可、運賃規制、事業計画規制、運送拒絶禁止等）  
道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法、鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法、海上運送法、内航海運業法、港湾運送事業法、航空法 etc.

\* 宅配便の発達——消費者保護（12-2 参照）

## 11-2. 物品運送契約

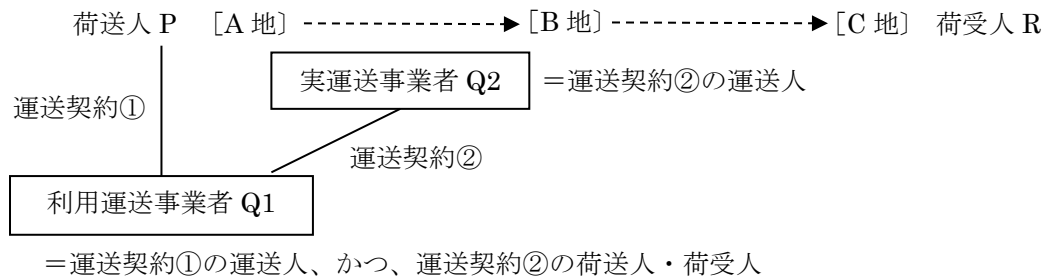
### (1) 物品運送契約

商 570「運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」



\* 曳船契約

(2)利用運送（下請運送）



複数の運送人の関与 [テキスト 2 編 6 章 2 節五]

利用運送（下請運送）以外に次のもの

- ・ 部分運送＝複数の運送人が独立して各区间について運送契約を締結
- ・ 同一運送＝複数の運送人が共同して全区間の運送を引き受ける
- ・ (狭義の) 相次運送＝数人の運送人が相次いで運送（商 579 I 参照）  
＝1 つの通し送り状によって最初の運送人が全区間の運送を引き受け、その後、別の運送人が一部区間について運送を引き受け（同運送契約に加入）

運送取扱営業 [テキスト 2 編 7 章]

運送取扱営業＝物品運送の取次ぎ（商 559）

11-3.運送人・荷送人・荷受人

(1)運送人の権利

(a)運送品引渡請求権：運送に適する状態での引渡し

(b) 運送賃請求権

運送人の運送賃請求権（商 512 参照）：荷送人（契約当事者）＋荷受人（③参照）

支払時期＝到達地における引渡しと同時に（商 573 I）but 約款

運送品が滅失・損傷して運送債務を履行できなくなった場合

① 運送人の責めに帰すべき事由による場合

運送人の責任（12-1）、運送賃請求権（運送賃支払義務）消滅せず

② それ以外の場合（危険負担）

荷送人の責に帰すべき事由による場合	荷送人は運送賃の支払いを拒めず（民 536 II）
当事者双方の責に帰することができない事由による場合	荷送人は運送賃の支払いを拒める（民 536 I） 荷送人は運送契約を解除できる（民 542）
ただし運送品の性質・瑕疵による場合	荷送人は運送賃の支払いを拒めず（商 573 II）

運送人の債権の消滅時効＝1年（商 586）

(c) その他 [テキスト 2 編 6 章 2 節三(2)・八]

留置権・先取特権（商 574、民 295 I・311③・318）、供託・競売権（商 582-583）

(2)荷送人の権利・義務

(a)送り状交付義務（商 571）

送り状——記載事項（商 571 I、約款）、証拠証券、電磁的方法による交付（商 571 II）

故意・過失による虚偽・不正確な記載のある送り状の交付

→運送品に生じた損害／運送人が被った損害

(b)危険物に関する通知義務（商 572）

商 572 「運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるとき」

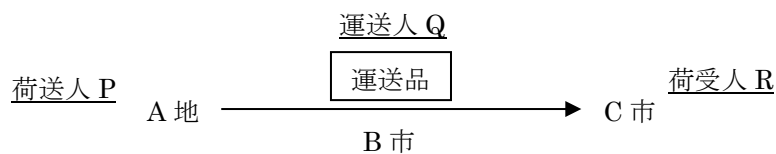
→その旨、品名・性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報の通知義務

通知義務が守られなかった場合（民 415）

(c)荷送人による運送の中止等の請求（商 580）

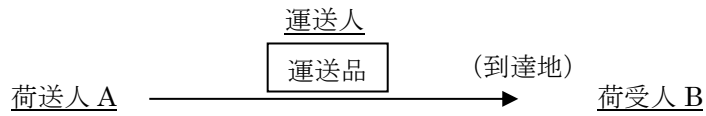
**事例 11-a** 荷送人による運送の中止等の請求

P は、木材 2 トンを R に売却する契約を締結した。P は自己を荷送人、R を荷受人とする運送契約を Q と締結した。木材は A 市から C 市まで運送されることになっていたが、その途中の B 市まで運送された時点で、R が倒産したことを P は知った。



荷送人が請求できる限度

(3)荷受人の地位



	荷送人 A の権利	荷受人 B の権利	荷送人 A の義務	荷受人 B の義務
①到着以前	あり(商 581Ⅱ)	なし	あり	なし
②到着～引渡請求以前				
③引渡請求～受取以前	なし	あり(商 581Ⅰ)		あり(商 581Ⅲ)
④受取以後				

②の時期→荷送人 A と荷受人 B の権利が併存

④の時期→荷送人 A と荷受人 B の義務が併存＝不真正連帯

運送品が運送中に全部滅失した場合

・商 581Ⅰ

・商 581Ⅱ